



## 若者の皆さん

## 新生活 気をつけて！



3月には新大学生や新社会人などが一人暮らしを始める時期です。これまで経験したことのない、さまざまな契約を自分自身ですることになります。

新生活のスタートでつまづかないよう、十分注意しましょう。

### ◆◆ 新生活で特に気をつけたいトラブル ◆◆

#### 住宅の賃貸借トラブル

- ・契約書類や精算内容をよく確認！



#### 引越し関連トラブル

- ・約款をよく確認！
- ・不用品は市町村のルールで処分！



おたまちゃん

#### 訪問販売トラブル

- ・不要であればきっぱり断る！
- ・クーリング・オフできる場合も！



#### もうけ話トラブル

- ・うまい話に飛びつかない！



#### 通信契約トラブル

- ・料金内容やサービスプランをよく確認！



### 消費者トラブルに遭わないために、知って安心の最新情報をお届け！

登録しよう！

ジャックくん



LINE公式アカウント

## 消費者庁 若者ナビ！

消費者庁ではコミュニケーションツールであるLINEを活用し、若年者層を中心とした消費者に、消費者トラブル関連の情報発信を行っています。

大人でも「だまされない」って難しい…。だから「消費者庁若者ナビ！」で冷静に、賢くならろう！



## LINE友だち登録はこちらから！



# 違法に回収を行う

## 不用品回収サービス事業者に注意!



引越しや自宅整理などの機会に利用される、不用品回収サービスについて、全国の消費生活センター等への相談が増加しています。利用の際は十分注意するようにしましょう。

- インターネットの広告に出ていた安価な『定額パック』を申し込んだはずなのに、作業終了後に高額な料金を請求され、納得できないなら全て下ろすとされた。
- 『トラック詰め放題プラン』で依頼したが、当日「荷台の囲いの高さまでしか載せられない」と言われ、断るとキャンセル料を請求された。

### ～見積もりを取る時のポイント～

- 市町村のホームページ等から一般廃棄物処理業者を探す
- 追加料金の有無を確認する
- 作業内容、料金を明確に出してもらう
- キャンセル料を確認する



消費者教育推進大使  
県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”

不用品の処分は、一般廃棄物処理業者に余裕を持って依頼しましょう  
事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう  
トラブルになった時は、**消費者ホットライン「188」**に相談しましょう

好意を持たせて  
もっと金を使わせ  
ようっと!



## 悪質なホストクラブに注意!

一部の悪質なホストクラブなどにおいて、従業員であるホストが、若年女性に対し、好意の感情を利用し、飲食などの提供を受ける契約を結ばせるという事例が報告されています。

「借金(ツケ)がたまって払えない」「ホストクラブにはまり、多額の借金を背負い困っている」など、悩みがあったらすぐに相談するようにしましょう。

相談先：山形県女性相談センター 023-627-1196

※相談時間  
月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始除く)  
8時30分～17時15分まで

### 3月・4月の消費生活法律相談日

- 3月 6日(水)
- 4月 10日(水)

午後2時30分から  
午後4時30分まで

弁護士が無料でアドバイスします。  
事前予約が必要です。

## 山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1(山形県庁2階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

**消費者ホットライン188番も**  
ご利用ください

ホームページはこちらから→

